

令和2年 第8回
喜茂別町農業委員会総会 議事録
(令和2年11月5日 開催)

喜茂別町農業委員会

喜茂別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月 5日（木曜日）午後6時00分 開会
午後6時20分 閉会

2. 開催場所 喜茂別町役場 2階 大会議室

3. 出席委員（9人）

会 長	9番	内 尾 勝 稔
職務代理者	1番	前 田 昌 明
委 員	2番	行 天 雄 也
	3番	渡 辺 雄 一
	4番	越 後 功
	5番	笠 井 孝 一
	6番	菊 地 光 男
	7番	齊 藤 信 一
	8番	辻 野 始

4. 欠席委員（0人）

5. 議事日程

第1	会期の決定
第2	会議録署名委員の指名
第3 報告第1号	農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告について
第4 議案第1号	農地法第2条第1項の規定による農地判定について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	大 元 真
係 長	大 迫 尚 樹
主 事	平 手 大 貴
主 事	前 田 修 平

7. 会議の概要

・午後6時30分 開会

議長 (内尾会長)	<p>定刻となりましたので、これより令和2年第8回喜茂別町農業委員会総会を開催いたします。</p> <p>ただちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の出席委員は9名中9名であり、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立していますことをご報告します。</p> <p>日程第1、会議録署名委員の指名を行います。農業委員会会議規則第9条の規定に基づき、議長において、渡辺雄一委員、齊藤信一委員の両委員を指名します。</p> <p>日程第2、会期の決定について、会期は本日1日といたします。</p> <p>これにご異議ありませんか。</p> <p>【異議なしの声あり】</p> <p>異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたしました。</p> <p>日程第3 報告第1号「農地法第30条第1項の規定による農地利用状況調査の報告について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●報告第1号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査の報告について</p> <p>報告第1号、農地法第30条第1項の規定による合意解約通知の成立状況の確認についてご説明申し上げます。</p> <p>農地利用状況調査、いわゆる農地パトロールにつきましては、9月2日に各委員に調査ファイルを配付し、それぞれ実施いただいたところです。</p> <p>実施いただきました結果をもとに、報告第1号別紙のとおり取りまとめました。 (議案別紙により説明)</p> <p>現況写真も添付しておりますのでご確認いただき、本調査の結果を基に、A判定とした農地につきましては、所有者に対する利用意向調査を行い、これからの農地の活用方法について確認を行います。</p> <p>また、B判定とした農地(荒廃農地)につきましては、このあとの議案第1号で提案し、農地・非農地の判断をしていただきます。</p> <p>非農地と判断した農地については、土地所有者に対して非農地通知を送付するとともに、法務局等には非農地通知一覧表を送付します。農地と判断したところについては、A判定農地と同様に利用意向調査を実施することとします。</p> <p>以上で、報告第1号の説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局より説明が終わりました。</p> <p>これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。</p> <p>【なしの声あり】</p> <p>質問等がなければ、異議なしと認め、報告第1号は原案のとおり決定いたします。</p> <p>日程第4 議案第1号「農地法第2条第1項の規定による農地判定について」を議題といたします。事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>●議案第1号 農地法第2条第1項の規定による農地判定について</p> <p>議案第1号、農地法第2条第1項の規定による農地判定についてご説明申し上げます。</p>

本件につきましては、「農地法の運用について」第4（1）に基づく農地に該当するか否かについて、農業委員会として判断が求められますので、提出するものです。別紙をご覧ください。

（議案別紙により説明）

農地、非農地の判定は、農業委員会が農地法第30条第1項に規定する農地の利用状況調査を実施し、その状況に応じて、「農地法の運用について」第4に沿って判断することとなっております。

「農地法の運用について」第4は、農地の利用状況調査を実施した結果、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農業委員会が農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断をすることとなっております。

今回の調査の結果では、現況はいずれも原野化しており、農地に復元するための条件整備は著しく困難と思われることから、事務局としてはいずれも非農地とすることが適当であると判断し提案するものです。

以上で議案第1号の説明を終わります。

議 長

事務局より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。何かご質問はございませんか。

【挙手あり】

4番、越後委員

越後委員

写真を見ると、ナンバー3の土地について、あまり大きな木などが見えないようだが、それでも非農地判定とするものなのか。

事務局

本土地について、木などは生えていない状況だが、判定をする際に畑の現況のほかに、まわりと団地化になっているか、まわりに畑がたくさんあるか、畑を維持していく際に今後も畑として守っていくべき農地かどうかなども判断材料となる。現況として木などが生えていなくても農業委員の判断において農地か否か総合的に判断することとなります。

議 長

越後委員よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

【挙手あり】

5番、笠井委員

笠井委員

これは、所有者の承諾はとっているのか。

事務局

原則的に所有者の同意は必要ないこととなっている。ただし、非農地通知を発行するので、それに疑義があれば申し出をしていただくこととなります。

議 長

笠井委員よろしいでしょうか。

ほかにありませんか。

【なしの声あり】

質問等がなければ、異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり承認することと決定いたします。

これで、本総会の議案審議はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、令和2年第8回喜茂別町農業委員会総会を閉会いたします。

・午後6時20分閉会

上記総会議事録は事務局で作成したものではあるが、内容に正確であることを証する。

令和2年第8回喜茂別町農業委員会総会

令和 2年11月 5日

喜茂別町農業委員会

会 長 内 尾 勝 稔 (印)

会議録署名委員 渡 辺 雄 一 (印)

会議録署名委員 齊 藤 信 一 (印)